平成２９年（フ）第３６号
宮崎県小林市堤108番地３
債務者　中原　佳代
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　和弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１２４号
岐阜市西改田先道45番地（サンビューラ仙道Ａ―102号室）
債務者　ＰＣプランナーマウスこと　永津　貴志
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒宮　崇宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第９１号
岐阜市清929番地１（セラミック加藤Ⅲ　102）
債務者　長谷部裕司
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　静之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月19日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第７４９号
大阪府八尾市八尾木北２丁目６番地の１　ピースフルコート101号
債務者　米島　信吾
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　蔵人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２３号
北海道岩見沢市東町１条６丁目1029番地９　市営住宅０－６－１号
債務者　笹葉　順子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第５６号
北海道室蘭市御崎町２丁目18番１―301号
債務者　伊藤まゆみ
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第７号
北海道留萌市旭町１丁目４番16号
債務者　堺　　恵子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２９年（フ）第９９号
岩手県北上市二子町高屋28番地６　高屋寮、旧住所岩手県胆沢郡金ケ崎町西根北荒巻23番地　アミティ金ケ崎Ａ―517号室
債務者　齊藤　優一
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３４号
福島県喜多方市山都町蓬莱字風早6100番地、前住所茨城県守谷市けやき台５丁目13番地３　レオパレスカトレア106
債務者　五十嵐恵太
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第５７号
群馬県太田市市場町778番地１　メゾンパスポートＢ－Ｅ号、前住所群馬県太田市大原町2080番地11
債務者　西野　海人
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第５８号
群馬県太田市市場町778番地１　メゾンパスポートＢ－Ｅ号、前住所群馬県太田市大原町2080番地11
債務者　西野　裕子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第３０号
新潟県新発田市城北町１丁目３番７号
債務者　大沼　春生
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第６６４号
大阪府八尾市青山町５丁目１番12号　和栄マンション201号
債務者　中村　淳一
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２７９号
大阪市東淀川区南江口３丁目２番48号　ジュネス西平　205号
債務者　田中　　勝
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４３７号
大阪府寝屋川市中木田町18番13号
債務者　地井　榮一
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５７５号
大阪府大東市野崎３丁目４番45号　ナイル良101号、前住所大阪府門真市打越町２番４号
債務者　福本　真二
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部